神戸学院法学第52巻第４号（2026年９月）

# 受益が「不当ではない」との抗弁

## ――米国の原状回復・不当利得法リステイトメントでの扱いについて――

笹　川　明　道

1　はじめに
2　第３次リステイトメント第62条の趣旨
3　抗弁の沿革
4　抗弁が認められる事例とその分類
5　近時のオーストラリア連邦最高裁での議論
6　おわりに

### 1　はじめに

アメリカ法律協会（American Law Institute）によって2011年に公刊された第３次原状回復・不当利得法リステイトメント(1)（以下では，「第３次リステイトメント」と表記する）は，不当利得返還請求に対する抗弁として７つのものを規定している(2)。その１つに，受益者の受けた利得

（１）　Restatement (Third) of Restitution & Unjust Enrichment (2011). 本稿では，第３次リステイトメントからの引用については，脚注において「§」記号による条文番号の表記から始める。

（２）　条文の順に従って列挙すると，①受益が「不当ではない」という抗弁（第62条），②原告が不公正な行為をしていたという抗弁（換言すれば，「原告がクリーン・ハンズではない」という抗弁）（第63条），③原告の被った経済的な損失が第三者に転属しているという抗弁（第64条），④「状態の変更」があったという抗弁（第65条），⑤bona fide purchaser であった（善意・無過失であり，かつ，有償で目的物を取得した）という抗弁（第66条），⑥bona fide payee であった（善意・無過失であり，かつ，有効な債

が当該事件の具体的事情に照らして「不当ではない」ことを受益者が抗弁として主張するというものがある（以下では，これを「不当ではないとの抗弁」と表記する）。この抗弁について第３次リステイトメント第62条[(3)]は次のように定めている。

【第３次リステイトメント（2011年）】

§62　Recipient Not Unjustly Enriched

Even if the claimant has conferred a benefit that results in the unjust enrichment of the recipient when viewed in isolation, the recipient may defend by showing that some or all of the benefit conferred did not unjustly enrich the recipient when the challenged transaction is viewed in the context of the parties' further obligations to each other.

【試訳】

第62条　利得したことが不当ではない受益者

個別的に見れば原告の与えた利益によって不当利得が受益者に生じるように見える場合であっても，争われている所為[(4)]を当事者間のより広い権利義務関係[(5)]との関連で見れば与えられた利益の一部または全部について受

権についての弁済等として支払を受けた）という抗弁（第67条），⑦消滅時効にかかっているという抗弁（第70条），である。これらの概略については，拙稿「米国での『第３次原状回復・不当利得法リステイトメント』の刊行について」神戸学院法学42巻３・４号1109-1110頁（2013年）を参照。

（３）　同条に関しては，筆者も参加するアメリカ原状回復・不当利得法リステイトメント研究会において住田英穂教授によって報告がなされており（第20回研究会・2023年12月10日開催），本稿を執筆する際の訳語選択等で住田教授のご報告も参考にさせていただいている。

（４）　本稿では，transaction の訳語を「取引」でなく，「所為」としている。ここでの transaction は，取引行為に限らず，利益の授受を伴う行為を広く包含していると解されるためである。

（５）　原語の obligations を直訳すれば「債務」となるが，本条においては，

益者が不当に利得したとはいえないとき，受益者はその事実を立証して抗弁することができる。

この規定は，主として，錯誤によって金銭が支払われた場合に，受領者が誤払金の返還義務について争うという形で問題となる。誤払金は原則的には返還すべきものであるが，たとえば債務の出訴期限（消滅時効）が満了していることを知らずに金銭の支払がなされたといった場合には，錯誤による支払であるにもかかわらず，本条に基づく抗弁によって受領者が返還義務を免れるとされる。日本法でいえば，いわゆる「自然債務」[(6)]について，債務者が執行力のある債務と誤認して給付をおこなったという事例と重なる部分が多い（ただし，後で見るように，それに限られるわけではない）。日本民法の不当利得規定では，本条と直接に対応するような規定は置かれていないのであるが，本条がどのような機能を有するものと想定されているかを見ることによって，日本民法のいわば「規定の欠けた部分」について考える際の一助としたい。

本稿では，この抗弁の趣旨および沿革について概説した後に，第３次リステイトメントがこの抗弁の具体的な適用事例としてどのようなケースを想定しているかを述べる。そして，比較法の観点からオーストラリア法にも目を向け，近時のオーストラリア連邦最高裁において第３次リステイトメント第62条の規定を引用してたたかわされた興味深い議論について補足的に紹介することとする。

---

①法的な債務だけではなく道義的な義務（moral duty）まで包含されうること，②相互の権利・義務が考慮されること，を踏まえて，「権利義務関係」という訳語をあてた。

（６） 自然債務については，「自然債務」という概念をそもそも認めるかどうか，またそれを認めるとして何がそこに含まれるか，に関し多くの議論が存在するが，本稿ではその議論に立ち入らない。

## 2　第３次リステイトメント第62条の趣旨

(1) この抗弁の適用に関する一般的なルール

第３次リステイトメント第62条に付された解説（comment）は，「不当ではないとの抗弁」は，次の場合に適用されると述べている。

「そのような事例〔つまり，本条の抗弁が適用される事例〕が生じるのは，原告が，不当利得に基づく一応の請求権（a prima facie claim）を根拠づける事実 ― 典型的には錯誤による支払 ― を主張しているけれども，当該利益が給付された所為に係る背景をより広く観察すると，受益者〔つまり，被告〕が，自らに生じている利得が不当なものではないことを示すことができる場合である。」(7)

一見して明らかなように，この記述は非常に漠然としており，具体的にいかなる事例において適用されるのかをこの記述から直ちに導き出すことはできない。また，同条に付された起草者解説（reporter's note）では，「本条のルールがしばしば適用される場面の１つは，錯誤によって原告が，有効ではあるが強制力のない債務（a valid but unenforceable obligation）について支払をした場合である」(8)と述べられているが，これも抽象度の高い記述である。それゆえ，本状の内容を把握するためには，リステイトメントの挙げる様々な設例（後述）を併せて見ていくことが不可欠である。

(2)「抗弁」と「否認」との区別

「不当ではないとの抗弁」の法的性質に関し，それが実際には「抗弁」（defense）ではなく，「否認」（denial）ではないかという疑問が生じう

（７） §62 cmt. a.
（８） §62 reporter's note a.

る。すなわち，利得が「不当であること」（受益の不当性）が不当利得の成立に不可欠な要素の１つであるとするならば，受益者が「不当ではない」と主張することは，「抗弁」（つまり，不当利得の要件が一応充足されたことを認めた上で，別の理由による免責を主張する）ではなく，むしろ「否認」（つまり，不当利得の成立そのものを争う）というべきではないかという疑問である。(9)

これについて，第３次リステイトメントの解説には，次の記述がある。

「第62条の定める抗弁は，不必要なものであるように見えるかもしれない。適法に提起された訴えが不当利得を主張しているとき，『不当利得は成立しない』という〔否認の〕主張をすることは，確かにふさわしい応答の１つである（そして，これは〔否認であって〕積極的抗弁（affirmative defense）ではない）。しかしながら，後掲の設例で示されるように，より限られた範囲の事例に対して，本条の〔定める積極的抗弁の〕ルールが実務上，適用される。(10)」

つまり，受益が「不当ではない」との主張がなされるときに関して，第３次リステイトメントは，それが「否認」となる場合もあれば「抗弁」となる場合もあるということを示唆している（そして，第62条は「抗弁」の場合のみについての規定である）。たとえば，Ｂに5,000ドルの債務を

---

（９） *See* Adam Rigoni, *A Sin of Admission: Why Section 62 Should Have Been Omitted from the Restatement (Third) of Restitution & Unjust Enrichment*, 68 Wash. & Lee L. Rev. 1203, 1204 (2011). また，第62条を「抗弁」の規定と解することに強い理由があることを一応認めつつも，第62条が「抗弁」と「否認」のどちらなのか不明確さが残る旨を指摘する見解もある（James Goudkamp and Charles Mitchell, *Denials and Defences in the Law of Unjust Enrichment*, in The Restatement Third: Restitution and Unjust Enrichment: Critical and Comparative Essays 133, 152-153 (Charles Mitchell and William Swadling eds., 2013)）。

（10） §62 cmt. a.

負っていたＡが，もう一人の債権者であるＣに支払うつもりで，5,000ドルを誤ってＢへ送金したとする[(11)]。この場合，「錯誤による支払を受けた」という事実だけで利得の不当性が一応充足されると考えるならば[(12)]，「錯誤の存在は認めるが，自身には有効な債権があるから実質的にみれば不当な受益ではない」という主張は「抗弁」として位置づけられることになる[(13)]。他方，「錯誤はそもそも存在しなかった」という主張がされるときは，それは「否認」という位置づけとなるであろう。

## 3　抗弁の沿革

第３次リステイトメントがこの抗弁の見出しとして選んだ「Recipient Not Unjustly Enriched」という名称は，従来の英米法圏では使われておらず，第３次リステイトメントによって新規に作り出されたものである。しかし，その内容は，必ずしも新奇なものとはいえず，むしろ既存の法理を整理・拡張することをめざすものといえる。

第３次リステイトメントの起草者解説によれば，第３次リステイトメント62条の準則は，不当利得法の発展に一大転機をもたらした判決として知られる Moses v. Macferlan 事件[(14)]におけるマンスフィールド卿の判示にさかのぼるとされる。具体的には次のような判示である。

---

（11）　§62 illustration 2.

（12）　旧来の英米法での理解では，利得の不当性は「法律上の原因の不存在」ではなく，積極的な不当性要素（錯誤や強迫などの unjust factor）によって直接に根拠づけられる。したがって，この考え方は旧来の理解に沿ったものである。しかし他方で，**4**(1)で後述するように第３次リステイトメントが第１条の解説で提唱している新たな考え方とは調和しないのではないかという疑いがある。

（13）　*See* Goudkamp and Mitchell, *supra* note 9, at 152.

（14）　Moses v. Macferlan, 2 Burr. 1005, 97 Eng. Rep. 676（K.B. 1760）．この事件の概要については，小林規威『英国準契約法』（千倉書房・1960年）225-229頁参照。

「衡平に基づくこの種の訴え〔不当利得金返還請求訴訟〕は，正義において保持すべきでない金銭の返還を求めるもので，非常に有益であり，したがって強く支持されている。この訴えは，衡平と正義に照らして（ex aequo et bono），被告から返還されるべき金銭に限って認められる。〔そのため，〕原告の支払った金銭が，法律上は〔被告による〕取り立てができないものであったとしても，名誉や誠実の観点から原告が支払うべきであったとされる場合には，この訴えは認められない。たとえば，出訴期限法によって免責された債務や，未成年の時に締結した契約による債務，高利貸しによる契約での元本および上限利息の範囲内の債務，または公正におこなわれた賭け事での負け金の債務などを〔原告が〕支払った場合である。なぜなら，これらの場合には，被告は，実定法（positive law）によれば取り立てが妨げられているけれども，当該金銭を良心（safe conscience）に従って保持することができるからである。(15)」

また，第３次リステイトメント62条の前身となる規定が，それ以前のリステイトメントにも既に存在していた。1937年に刊行された第１次原状回復法リステイトメント(16)（以下では，「第１次リステイトメント」と表記する）では，錯誤による給付に関する準則の１つとして，「給付をした者に道義的な義務があった場合」に給付者からの返還請求を排斥する規定を置いていた。その規定の文言は，次の通りである。

【第１次リステイトメント（1937年)】

§61.　Existence of Moral Duty by Transferor

(15)　*Id.* at 1012, 97 Eng. Rep. at 680-681.

(16)　Restatement of the Law of Restitution: Quasi Contracts and Constructive Trusts (1937). なお，第１次リステイトメントの後継として1980年代に試みられた第２次原状回復法リステイトメントの作成事業は，数年間で挫折しており（拙稿・前掲注(２)1083-1085頁参照），本稿に直接関わる規定の暫定草案を発表するには至っていない。

A person who, in the mistaken belief that he is subject to a duty to another, has conferred a benefit upon such other intending to confer or manifesting that he is conferring the benefit as the performance of such duty, is not entitled to restitution therefor, in the absence of fraud, misrepresentation, or duress by the transferee, if the existence of an enforceable duty was prevented only by the Statue of Frauds, the Statute of Limitations, a discharge in bankruptcy, infancy or coverture at the time of the original transaction, or if otherwise it is not inequitable for the transferee to retain the benefit.

【試訳】
第61条　〔錯誤による〕給付をした者に道義的な義務があった場合
〔強制力のある〕義務を他人に対して負うものと誤信し，当該義務の履行として利益を給付することを意図して，またはそのことを明らかにするつもりで，その他人に利益を給付した者は，
〔①〕受益者による詐欺，不実表示，または強迫がなく，かつ，
〔②〕〔a〕強制力のある義務の存在を妨げているものが単に詐欺防止法，出訴期限法，破産手続による免責，もしくは，当初の所為の時点での未成年や妻の地位〔を理由とする無能力〕であるとき，または
〔b〕その他，当該利益を受益者が保持することが衡平に反しないときには，
〔錯誤による給付であるにもかかわらず〕給付したものの返還を請求することができない。

この第１次リステイトメント第61条は，受益者が返還義務を免れる場合として，いくつかの具体例を挙げた後，受け皿規定として「その他，当該利益を受益者が保持することが衡平に反しないとき」を置くという構成になっている(17)。2011年に公刊された第３次リステイトメント第62条

(17)　谷口知平『不当利得の研究』（有斐閣・1949年）67頁は，給付利得に関して第１次リステイトメントが「衡平の考慮に基き返還義務が消滅し軽減せらることを認め」ている例の１つとして，本条の準則を簡単に紹介し

の規定は，実質的に言えば，後者（受け皿規定）のみによってシンプルに条文化するとともに，抗弁の適用されうる範囲を「錯誤」以外の事例にも拡張するものといえよう。

## 4　抗弁が認められる事例とその分類

第３次リステイトメント第62条（および第１次リステイトメント第61条）に付された解説は，「不当ではないとの抗弁」の適用可能性に関して，いくつかの設例を挙げている。本稿では，内容を理解しやすくするためにこれらの設例を３つに分類し，①受領者が強制可能な（enforceable）債権を有していた場合，②受領者が強制可能ではないが，有効な債権を有していた場合，③受領者が債権を有していなかったが，当該事件の諸事情に照らしてみて，受領者の受けた利益を「不当」であると評価することができない場合，に分けて見ていくことにする。

### (1) 受領者が強制可能な債権を有していた場合

受領者が給付者に対して強制可能な債権を有していた場合に関し，第３次リステイトメント第62条の解説は次の設例を挙げる(18)。

【２人の債権者の一方に支払をするつもりで，誤って他方に送金した事例】
「Ａは，Ｂに5,000ドル負っている。Ａは，もう一人の債権者であるＣに支払うつもりで，5,000ドルを〔誤って〕Ｂへ送り，Ｂは，Ａの錯誤を認識していたにもかかわらず，5,000ドルの支払を受領した。Ａは錯誤による当該支払について一応の返還請求権を有するけれども，Ａが意図せずに有効な債務の支払を〔Ｂに〕したことによってＢは不当には利得していない。Ｂは，Ａに対して返還の責任を負わない(19)。」

---

ている。

(18)　以降の設例において【　】内に表示した見出しは笹川が付したものである。また，「　」内の文は，基本的にリステイトメントの原文を訳したものであるが，適用条文の記載など一部省略した部分がある。

この設例のように強制可能な債権をＢとＣの両者が有する事例は，利得の不当性の本質を「法律上の原因の不存在」とみる大陸法的な考え方に立てば，そもそも「不当利得の一応の成立」が認められない事例である（給付の受領について，Ｂには「法律上の原因」が明らかに存在するため）。したがって，利得の不当性要素の充足において「法律上の原因の不存在」が必要不可欠と考える立場を採用するならば，「強制可能な債権を有している」というＢの主張は，論理的に言えば「抗弁」ではなく，「否認」に位置づけられるべきものであろう（前述の２(2)参照）。第３次リステイトメントは，その第１条の解説において大陸法的な考え方に共感を示し，利得が「不当」といえるためにはその利得が「正当な法的根拠」（adequate legal basis）を欠いていることが必要である旨を述べている[20]のであるが，上記設例を「抗弁」の事例として位置づけるのは，それと論理的に調和しないのではないかという疑問が生じる[21]。しかし，第３次リステイトメントの解説には，この点について特段の説明はない。

(2) 受領者が強制可能ではないが，有効な債権を有していた場合

ここで取り上げる「受領者が強制可能ではないが，有効な債権を有していた場合」は，「不当ではないとの抗弁」が適用される中心的な事例

(19)　§62 illustration 2.

(20)　§1 cmt. b.　拙稿・前掲注(２)1093-1096頁も参照。

(21)　第１条の解説と第62条との不調和を指摘するものとして，Rigoni *supra* note 9, at 1205-1207.　なお，Rigoni は，「リステイトメントは〔そもそも〕第62条〔の準則〕を収録すべきではなかった」と主張しており，その理由として，(1) 第62条がリステイトメント内部に大きな不協和音を生じさせていることや，(2) 第62条が誤った判例を生み出したり（具体的には，第62条の設例１（出訴期限の満了した債務について支払がなされた事例）と設例２（債権者の一方に支払をするつもりで他方に誤送金した事例）の結論を「誤り」であると論難する），他の法原則によって説明されるべき判例を生み出してしまうこと等を挙げている（*Id.* at 1216, 1226）。

群といえる。第３次リステイトメントは，次の設例を挙げている。

【出訴期限の満了した債務について誤って支払がなされた事例】
「Ａは，Ｂに5,000ドルを負っているが，（いずれの当事者も知らないうちに）出訴期限を経過したため，その債務はもはや強制されないものとなった。ＡはＢに支払をおこない，その支払が法的には強制されないものであったことを後から知った。錯誤による当該支払について一応の返還請求権をＡは有するけれども，Ｂは，強制力はないにせよ有効に存在する債務に対する支払をＡから受けたことによって不当には利得していない。〔そのため〕Ｂは，Ａに対して返還義務を負わない。(22)」

【違法であるが，公平におこなわれた賭博によって生じた債務について支払がなされた事例】
「Ａは，いかさまの無いポーカー賭博（an honest poker game）での負け金に関する和解において，Ｂに5,000ドルを支払う。この地域の法の下では，この種のギャンブルの債務は，違法であり強制できない。しかし，（いくつかの地域の法とは異なって）かかる債務の支払をいったんしてしまったときにその取り戻しを認める制定法は〔この地域には〕存在しない。Ａによる違法な債務の支払は，5,000ドルを取り戻す一応の権利をＡに生じさせるが，Ｂは，いかさま無しの賭博によって得た金銭の受領によって不当には利得していない（勝利できる公平な機会をＡが有していたという事実が意味することは，「当事者間の強制できない合意によって定められていた反対給付」をＡが受けていたということである）。Ｂは，Ａに対して〔返還の〕責任を負わない。(23)」

---

(22)　§62 illustration 1

(23)　§62 illustration 4.　この設例に関しては，違法な賭博契約を「絶対的に無効」と考える日本法とは異なる考え方が採られていることに留意する必要がある（ただし，返還請求できないという結論については，日本民法708条を適用した場合の結論と同じである）。

以上の２つが第３次リステイトメントの解説の挙げる設例である。この他，本稿の前記 **3** でみた第１次リステイトメント第61条の規定では，「強制力のある義務の存在を妨げているものが単に詐欺防止法，出訴期限法，破産手続による免責，もしくは，当初の所為の時点での未成年や妻の地位〔を理由とする無能力〕であるとき」には誤払金の返還を要しない旨が定められている。この規定に対応する設例として第１次リステイトメントで挙げられているものは次の通りである。(24)

【詐欺防止法により強制力の認められない，口頭での契約から生じた債務について誤って支払がなされた事例】

「ある法律によれば，ある者が別の者〔＝代理人となる者〕に自分のために土地を売却するよう依頼したとき，その手数料の支払を口頭で約束してもその約束には強制力がなく，その場合に代理人は報酬を請求することができないと規定されている。Aは，甲地の売却をBに依頼し，その売却をBが成立させた場合には500ドルを支払う旨を口頭で約束した。〔この依頼に従って〕Bは売却を成立させた。Aは，〔報酬を〕Bに支払う法的義務をAに生じさせる，書面による契約（written agreement）があるとの誤った認識のもと，Bに支払をした。〔この場合，〕AはBに対して返還を請求することができない。(25)」

---

(24)　第３次リステイトメント第62条の起草者注記は，同条の適用範囲に関し，第１次リステイトメントの第60条（法的に強制されうる義務を受領者に対して負っていた場合）および第61条（給付をした者に道義的な義務があった場合）を参照するよう述べている（§62 reporter's note a）。第１次リステイトメントの挙げる事例には，第３次リステイトメントの解説には含まれていないものが含まれている。第３次リステイトメントの起草者がこれらすべてを肯定的に見ているのかは判然としないが，適用事例を変更する旨の記述はないため，基本的には第１次リステイトメントの挙げる適用事例を維持しているものと考えるのが自然であると思われる。

(25)　Restatement of the Law of Restitution : Quasi Contracts and Constructive Trusts (1937) §61 illustration 1.

受益が「不当ではない」との抗弁

【出訴期限の満了した債務について誤って支払がなされた事例】

「Aは1922年にBから金銭を借り，その返済を1923年におこなうべきであったが，それをしなかった。Bが1928年までに訴訟を起こさなかったため，その時点で出訴期限法により〔Aの〕債務は強制できないものとなった。1929年に，Aは，その債務の弁済期が1925年に到来したとの誤った認識のもと，Bに支払った。〔この場合，〕AはBに対して返還を請求することができない。」(26)

【破産手続によって免責された債務について誤って支払がなされた事例】

「Aは破産手続により免責を受け，これによりBに対する法的義務の1つから解放された。その後，Aは，誤ってこの債務を，破産によって免責されない別の債務，すなわち故意による信認義務違反に基づいてBに負う債務，と取り違えて，Bに支払をした。〔この場合，〕Aは，〔誤払いした金銭の〕返還をBに対して請求することができない。」(27)

【未成年者が，必需品契約によらない債務を，必需品契約による債務と誤信して支払った事例】

「未成年者Aは，雑貨販売業者Bから，代金を支払って衣服を購入するとともに，代金を支払わずに楽器を購入した。成年に達したAは，Bから『勘定書に記載の通り』として105ドルの支払を求める書面を受け取った。Aは，この請求は衣服に関するものであると誤って考えて，〔楽器の代金を〕支払った。〔この場合，〕AはBに対して返還を請求することができない。」(28)

(3) 受領者が債権を有していなかった場合

第3次リステイトメントは，受領者が債権を何ら有していない場合であっても，当該事件の諸事情に照らしてみて，受領者の受けた利益を「不当」であると評価することができないことがありうると考えている

(26) *Id.* §61 illustration 4.
(27) *Id.* §61 illustration 3.
(28) *Id.* §61 illustration 5.

ようである。以下の設例は，それを示すものと思われる。

【他者の自己犠牲的な行動によって生命を救われた者が，そうすべき法的義務があるものと誤信して，金銭を支払った事例】
「被用者は，緊急時に，使用者の生命を救うために行動し，その結果として身体を不自由にする傷害を被る。使用者は，被用者の被った傷害に対して法的責任があるものと信じて，被用者の従前の賃金の一部を，数年間にわたって被用者に払い続ける。その後，使用者は，適用される法が使用者に全額の免責を与えることを（正しく）助言されて，その支払を中止し，錯誤を理由にして返還請求の訴訟を提起する。〔しかし〕この返還請求は棄却される。その理由は，使用者が法の錯誤（mistake of law）のもとで行為したからではなく[29]，本件の諸事情（circumstances）のもとで被用者が不当には利得していないからである[30]。」

この設例では，金銭の支払を受けた者（被用者）は，法的に何ら債権を有していないにもかかわらず，給付者の錯誤によって支払われた金銭を受け取っている。一般論としては，誤払いされた金銭は返還すべきものであるが，この場合についてリステイトメントは「本件の諸事情のもとで被用者が不当には利得していない」として返還請求を排斥する。この結論を決定づける「諸事情」が何であるかは明言されていないが，被用者の事実上の損失（負傷および後遺障害）の下で使用者が事実上の利益（生命を救われたこと）を受けているという関係があることが重視されたものと思われる。

---

（29）　かつて第１次リステイトメント第45条では，誤払いの原因となった錯誤が「事実の錯誤」ではなく「法の錯誤」である場合には，それを理由に返還請求権が否定されうるという準則が設けられていたが，第３次リステイトメントはこの古い準則を明確に廃止する立場を採っている（*see* §5 cmt. g, §62 reporter's note a）。

（30）　§62 illustration 5.

また，次の設例も「受領者が債権を有していなかった場合」に含めることができよう。

【約束手形の券面に記載のない利息を，手形の所持人に支払った事例】
「Aは，利息付きで2年後に支払期日が到来する約束手形を〔Aが〕Bに与えるということで，ある債務に関する和解に合意する。〔ところが，〕事務的なミスによって，AからBに交付された手形には，利息に対する記載がまったくなかった。その後，当該手形は，BからCに，次いでCからDへと譲渡されたが，全ての当事者は，当該手形は利息の支払を要求しているものと誤信して行動していた。支払期日に，Aは，5,000ドルに，600ドルの利息を付加して支払った。Aが支払済みの証券を調査した時に，Aは，証券の文言上は利息を支払う義務がなかったことを発見する。そこで，Aは，〔過払い利息である〕600ドルの返還を求めてDを訴える。〔この場合，〕Dは，Aに対して原状回復の責任を負わない。なせならば，（所為を総合的に見れば）Dは，Aの損失において不当に利得していないからである。」(31)

この設例では，確かに原因債権は利息付きの債権であったが，手形の転々譲渡によって手形を取得したDの有する債権（手形債権）は券面に利息の記載がないため無利息である。そのため，Dは利息に関しては，何ら債権を有していない。しかし，リステイトメントは，関係者全員（A・B・C・D）の「所為を総合的に見」て，利息受領についてDは「不当に利得していない」ものと結論づけている。

(4) 小括

以上では，「不当ではないとの抗弁」が適用可能とされている事例(32)を，

(31) §62 illustration 3.

(32) 本稿の本文では，抗弁の適用によって返還請求が全面的に排斥される設例のみを取り上げているが，受益が「不当ではない」といえる範囲でのみ（つまり部分的に）抗弁の効果が認められることもある。第3次リステ

次の３つに整理した。

①受領者が強制可能な債権を有していた場合
②受領者が強制可能ではないが，有効な債権を有していた場合
③受領者が債権を有していなかったが，当該事件の諸事情に照らしてみて，受領者の受けた利益を「不当」であると評価することができない場合

比較法的な観点から，日本法に置き換えて言うならば，上記３つの場合分けは，おおむね次のものに相当するということができよう。

①受領者が完全に有効な債権を有しており，民法703条にいう「法律上の原因」を有していた場合
②受領者が，執行力はないが給付保持力のある債権（いわゆる「自然債務」に因る債権）を有していた場合
③受領者が債権をまったく有していなかったが，給付者による不当利得返還請求が信義則または権利濫用を理由として排斥される場合

---

イトメントの下記設例はそれを示すものである。
「地方公共団体の交通システムの監督を委ねられた機関が，50セントの料金値上げを許可する。新しい料金がしばらく施行された後，当該機関の行為〔＝値上げの許可〕が適切に授権されたものではなく，それゆえ，違法であったことが，司法審査によって確定される。当該機関は，今度は法の要件を遵守して行為し，以前の命令を取り消して，代わりに30セントの料金値上げを許可する。交通システムの利用者は，原状回復請求権を一応有するが，違法な命令に基づいて徴収された増価分の全額を当然に回復できるわけではない。このような事例における原状回復は，不適切に徴収された額ではなく，受領者の不当な利得の額によって算定される。裁判所が，問題となる期間の全部について30セントの料金値上げを当該機関が許可することが適切であったと認定するときは，裁判所は，争われている料金のうち残存する20セントの限度でしか取り戻しを許さない」（§62 illustration 6）。

日本法においては，被告側の主張は，給付利得の事例を想定して通説的な見解に従って考えるならば，上記①の場合については「抗弁」ではなく「否認」という位置づけとなるであろう(33)。また，同様の前提の下で，自然債務が民法703条にいう「法律上の原因」に含まれるという解釈を採るならば(34)，上記②の場合についても，「否認」という位置づけをすることができよう。これに対して，上記③の場合における信義則・権利濫用の主張は，日本法でも「抗弁」という位置づけになると思われる。

## 5　近時のオーストラリア連邦最高裁での議論

オーストラリア連邦最高裁判所（High Court of Australia）は，2024年に出した判決(35)において，第３次リステイトメント第62条を引用して興

---

（33）　吉川愼一「不当利得法と要件事実」ジュリスト1428号（2011年）42頁によれば，「実務や従来の通説」は「〔民法703条にいう〕『法律上の原因なく』を事実概念として把握して，特に疑問を呈せず，法文の構造に従って，原告が，被告の利得が法律上の原因に基づかないことについて主張立証責任を負うと解」しているとされている。なお，吉川論文は，「法律上の原因なく」の主張立証責任に関して，この通説（請求原因説）の他に，抗弁説，類型論的二分説，箱庭説（法体系投影理論）的二分説，評価概念説があるとし，自身が評価概念説を採る旨を述べている（同43-44頁）。

（34）　東京地判平成２年８月21日判時1362号34頁は，「民法703条にいう『法律上ノ原因ナクシテ』とは，弁済された目的物の保持力，訴求力及び強制執行力のすべてを具有する通常の債権がない場合のみではなく，右の場合であって，かつ，債権の効力のうち給付の目的物の保持力を有するがその他の効力を有しないいわゆる自然債務ないし自然債権がない場合をいうものと解すべきであ」るという。なお，この判決は，交通事故の加害者が損害賠償として金員を任意に被害者に対して交付した後に，損害がなかったとして不当利得返還請求をするためには，交付額が判決によって認容すべき額と自然債務（良心的義務）として負担する額の合計額を超えることを要するとしたものであり，結論的には，第３次リステイトメント第62条（不当ではないとの抗弁）が適用されたのと同様の結果（不当利得返還請求の排斥）を導いている。

（35）　Redland City Council v. Kozik［2024］HCA 7.

味深い議論をおこなっている。この議論は，端的に言えば，同条の定める抗弁が，オーストラリア法（あるいは，より広く言えば，英国を始めとするコモンウェルス諸国の不当利得法）においても認められるか，という議論である。本稿では，上記の議論に関連する範囲に絞って，この判決を紹介する。

(1) 事実関係の概要

クイーンズランド州にあるレッドランド市の市議会（City Council）は，水路（運河や湖）の整備・清掃工事（以下「本件工事」とする）の資金を調達するため，水路に面した土地の所有者に対し「特別課徴金」（special charges）を賦課した。住民たちはこれを支払ったが，後に市議会の課税決議が法的手続の不備（全体計画に必要な記載が欠けていた等）により無効であったことが判明した。

市議会は，徴収した金銭のうち「未使用分」は返還したが，「すでに本件工事に使ってしまった分」については返還を拒否した。市議会の主張は，工事によって住民は利益（土地の価値維持や景観など）を得ており，市議会は「相応の対価」（good consideration）を提供したのだから，その分を返還する必要はないというものであった。これに対し住民側は，法的根拠なく徴収された金銭であるから，全額返還されるべきであると主張した。

(2) オーストラリア連邦最高裁での議論の骨子

オーストラリア連邦最高裁では，本件について裁判官5名による審理が行われ，3対2で意見が分かれた。以下では，説明の便宜上，少数意見の方を先に紹介する。少数意見は，第3次リステイトメント62条を肯定的に評価した上で「被告の受益が不当ではない」（したがって，返還の義務はない）という結論を導いており，この点について多数意見と対立している。

【少数意見の骨子】（Gageler 最高裁長官および Jagot 裁判官）

市議会には返還の義務がないものと考える。

コモン・ローにおいて，不当利得返還（restitution）は Moses v Macferlan 事件等でマンスフィールド卿が確立した衡平の理念から分離しておらず，衡平の理念に基づく第３次リステイトメント第62条の抗弁は，オーストラリア法が返還命令を下すことを「正義に反する」（unjust）と認識し得る状況のカテゴリーを広く記述しているものとして扱うことができる(36)。市議会は誠実性（good faith）をもって行動し，実際に工事を行い，その工事によって住民の土地は特別の利益を受けた。市議会が手続を誤っていなければ，市議会は適法に同額を徴収・支出する権限を持っていた。これらの事情により，市議会が金銭を保持することは「不当」とは言えず，不当利得返還請求に対する抗弁が成立すると考えるべきである(37)。

【多数意見の骨子】（Gordon 裁判官，Edelman 裁判官(38)および Steward 裁判官）

市議会は，すでに工事に使ってしまった金銭についても，住民に返還しなければならない。

オーストラリア法の下では，被告が「相応の対価」を提供していたならば，それに基づく抗弁を主張することができるが，第３次リステイトメント第62条が規定するような広汎な抗弁をオーストラリア法において

---

（36） *See* Redland City Council v. Kozik［2024］HCA 7 at［64］,［99］. なお，少数意見は，第３次リステイトメント第62条関連の設例のうち，前掲注（32）に記載した設例を肯定的に引用している（*See Id.* at［103］-［105］）。

（37） *See Id.* at［131］-［133］.

（38） Edelman 裁判官は，英国オックスフォード大学教授（債権法）からオーストラリアの裁判官に転身しており，不当利得に関して Unjust Enrichment in Australia（2007）（Elise Bant との共著）等の著作を有する碩学である。

認めることはできない。裁判官が主観的に認識した不公正さ（injustice）や衡平に基づいて直接に抗弁を認める裁量を，オーストラリア法は裁判官に与えていないからである。(39)

本件においては，①当該工事は，特別課徴金の支払に基づいて行われたものではなく，法令上の義務に基づいて行われたものであったこと，②原告らには，当該工事を要請したり自由意思で受け入れたりしたという事実はなく，原告らが望んでいない工事によって原告に利益が生じたという法的評価はできないこと，および，③もし市議会の主張どおりに「相応の対価」の抗弁の成立を認めれば，多大な支出をおこなう前に慎重な検討をするよう地方議会に求めている法令の趣旨と矛盾を生じてしまうこと，を踏まえると，「相応の対価」を提供したという市議会の主張は認められない。(40)

(3) 小括

第3次リステイトメント第62条は，多様な事案に対応できるよう，漠然とした文言によって「利得が不当ではない」との抗弁を規定しており，プラグマティックな解決を志向するものといえる。しかし，オーストラリア連邦最高裁の多数意見は，裁判官の裁量が広がりすぎること等を懸念して，同条の提案する準則をそのままの形で受容することを拒絶した。(41)

(39)　*See Id.* at [215]-[226]. なお，第3次リステイトメントも，「自然的正義」や「衡平」に直接に依拠して不当利得の成立を根拠づけることに対しては，批判的な態度を第1条の解説で示しており（§1 cmt. b），その部分では本判決の多数意見と共通する点がある。ただし，第3次リステイトメントは，（不当利得の成立レベルでなく）「抗弁」のレベルでは，「衡平」に基づく裁量を広範に認めるような姿勢を示しており（その例として，第62条（受益が「不当ではない」との抗弁），第63条（クリーン・ハンズに基づく抗弁），第65条（状態変更の抗弁）などの規定の文言および解説を挙げることができる），その点で本判決の多数意見と対照をなしている。

(40)　*See Id.* at [204]-[212].

(41)　なお，誤解のないよう付言すると，第3次リステイトメントの解説も，

多数意見では，「相応の対価」があったといえる場合に絞って同趣旨の抗弁を認めるという慎重な立場を採用し，かつ，「相応の対価」の存在の認定についても厳格な態度を示している。誤って徴収した税金等の返還請求を受けた行政機関が，行政サービスを提供したことを理由として容易に返還を拒むことができるとすれば，実質的に「無効な課税を有効化する」ことにつながるため，多数意見の示した判断は，法政策的な合理性を有するものといえよう。

この判決は，表面的に見れば，第３次リステイトメント第62条の定めるルールが多数意見によって採用されなかった事案であるが，オーストラリアの最上位の司法機関において米国の第３次リステイトメントが検討のための材料として真剣に取り扱われたという事実はそれ自体大いに注目に値する。また，同判決については，第３次リステイトメント第62条の定めるルールの一部が，要件を明確化して濫用のおそれを低減した「相応の対価」の抗弁という形で，限定的に受容（または確認）されているという評価をする余地もあり(42)，オーストラリア法が不当利得に関し

---

無制限の裁量を裁判所に与えているわけではない。本条の抗弁が認められない設例（具体的には，医療サービスの供給者が所定のサービスについて法令に照らして過剰な報酬支払を州から受けた後に過払額の返還を請求された場合に，その過剰な報酬額においてすら当該サービスについて赤字が続いていることを証明したとしても，それだけでは本条の抗弁が認められない，という設例）を解説に加えることによって一定の歯止めを掛けようとしていることがうかがえる（*see* §62 illustration 7）。

(42)　同判決の多数意見自身も，「〔第３次〕リステイトメントのいう『利得したことが不当ではない受益者』という抗弁は，オーストラリア法における相応対価の抗弁の要素を含んでいる」と述べたり，「〔第３次リステイトメント〕第62条の抗弁が，オーストラリア法において強い共鳴（strong echoes）を有している側面が１つ〔具体的には，相応対価の抗弁を指す〕存在する」と述べている（Id. at [214], [231]）。なお，オーストラリア連邦最高裁は，本判決以前に Australia and New Zealand Banking Group Ltd v. Westpac Banking Corporation, 164 CLR 662（1988）および David Securities Pty Ltd v Commonwealth Bank of Australia, 175 CLR 353（1992）にお

て米国法との間で，いわば比較法的な「交流」をしているとみることができよう。

## 6　おわりに

本稿で取り上げた，「Recipient Not Unjustly Enriched」（利得したことが不当ではない受益者）という概念は，英米法圏の不当利得法（原状回復法）において古くから存在するものではなく，21世紀に入って第3次リステイトメントが創出したものである。ただ，その具体的な内容は米国において殊更に新奇なものではなく，第3次リステイトメント以前から既に存在していた準則（とりわけ1937年の第1次リステイトメント第61条において述べられていた準則）を整理・拡張するための概念ということができよう。

日本法との比較の観点からみたとき，次の2点が興味深く思われる。

第1は，日本民法に明文の規定のない「自然債務」について，リステイトメントがその取り扱いの明文化を実質的に試みようとしている点である。強制可能ではないけれども給付保持力のある債権の代表例として，出訴期限（消滅時効）にかかった債権・債務が挙げられるが，既に第1次リステイトメントにおいてそれ以外のものがいくつか列挙されており，第3次リステイトメントはそれらを包括的な文言によって表現しようとしている。

第2は，「自然債務」すら存在しない場合であっても，当該事案の具体的事情によっては「不当に利得していない」という理由で不当利得の返還を免れる余地がある点である。これは日本法で言えば，前述したように，信義則または権利濫用を理由として不当利得返還請求を排斥する事案に相当すると考えられる。信義則・権利濫用を理由として不当利得返還請求が排斥されうることは最判平成21年12月18日金判1338号22(43)頁で

いて「相応の対価」の抗弁を承認する趣旨の判決を既に出しており，本判決でもそれらの判決を前提にして議論がおこなわれている。

も明示されているところであるが，実際に排斥した裁判例は散発的にしか現れておらず，何かまとまったルールを見出すことは現時点では難しい[44]。信義則・権利濫用を理由とする不当利得返還請求の排斥という法理を将来どのように発展（あるいは抑制）させるべきかを考えるにあたっては，英米法圏における判例・学説の今後の動向も参考材料の１つとなるであろう。また，不当利得返還義務の減免をもたらす主要な抗弁の１つとして，英米法では「状態変更の抗弁[45]」というものがあり，これは機能的に日本民法703条の「利得消滅の抗弁」に相当するものである。第３次リステイトメントは，「状態変更の抗弁」（第65条）と「不当ではないとの抗弁」（第62条）とを別のものとして書き分けており，このような思考様式は，日本民法の「利得消滅の抗弁」を過度に拡張（あるいは柔軟化）することを防ぐという観点から参考に値するものと思われる。

なお，本稿では論じることができなかったが，「不当でないとの抗弁」は，その類例をいくつかの大陸法諸国の民法典においても見つけることができる。たとえば，ドイツ民法814条[46]，韓国民法744条[47]などである[48]。こ

---

（43） この判決では，会社法の定める要件（定款の定めまたは株主総会決議）を欠いた状態で退任取締役に支給された退職慰労金について，その返還請求が一定の場合には信義則・権利濫用を理由に排斥されうると判示している。

（44） 信義則・権利濫用を理由として不当利得返還請求を排斥した裁判例については，拙稿「不当利得返還請求権の行使に対する信義則・権利濫用法理に基づく制限」加藤雅信先生古稀記念論集下巻（信山社・2018年）405頁以下を参照。

（45） 「状態変更の抗弁」（かつての名称では「事情変更の抗弁」）の概要については，拙稿「英米不当利得法における『事情変更の抗弁』－民法703条の『利得消滅の抗弁』との比較の観点から－」神戸学院法学32巻２号（2002年）343頁以下参照。

（46） ドイツ民法814条

「給付者が給付につき義務を負っていないことを知っていた場合，又は給付が道義上の義務若しくは儀礼を考慮したものであった場合は，債務の履行のため給付したものは，返還を請求することができない。」（訳文は，椿

れらの規定との比較も有用であると考える。

寿夫・右近健男編『注釈ドイツ不当利得・不法行為法』（三省堂・1990年）19頁による）。

（47）　韓国民法744条「債務がない者が錯誤によって弁済した場合において，その弁済が道義観念に適合するときは，その返還を請求することができない。」（訳文は，前田達明編『史料民法典』（成文堂・2004年）1874頁による）。

（48）　この他，2016年改正後のフランス民法は，非債弁済に関する規定において，「任意に支払われた自然債務」については原状回復の請求が認められない旨を定めている（フランス民法1302条２項）。